

■ 伝えたいこと ~ 保護者のみなさまへ

人権は、日本国憲法で定められていますが、日進市では、「日進市未来をつくる子ども条例」を定め、子どもの権利を保障しています。また、トランスジェンダーについては、法務省、愛知県において人権課題の一つとして位置づけられており、さらに、平成27年には、文部科学省から、子どものトランスジェンダーに対する支援の充実が求められています。

このような状況の中、日進市では小学校5年生以上の児童を対象にリーフレットを作成しました。

ここで、いちばん伝えたいことは、次の通りです。

●子どもたちへの人権教育の一環として、「だれもが一人ひとり異なること、それは個性であること」を前提に、多様性や違いを受容することや、認め合うことの大切さを伝えます。

●身体の性別は判りやすいが、よく知られていないこととして、心にも性別があること。その不一致に悩み、相談できず苦しむ当事者である子どもたちに自分一人だけではないことを伝えること。

●相談する先があるということ。(当事者と保護者)

●当事者の生きづらさを軽減していくとともに、当事者でない子どもたちにも理解を進め、いじめや差別や偏見をなくすこと。

ご家庭においても、このリーフレットを人権や男女平等、トランスジェンダーについて、お子さんとお話をいただく機会としていただきとともに、保護者のみなさまにも、ご理解いただければと思います。

※このリーフレットでは、身体の性と心の性の不一致であると自認する人、または違和感がある人を広義にトランスジェンダーと記載しています。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年7月16日)における「性同一性障害者」とは、生物学的な性と心理的な性とが不一致であることを持続的な確信を持ち、かつ、その適合について意思を有する者であって、医学的知見に基づき行う診断が一致しているものとされています。

※法務省では、平成27年度啓発活動年間強調事項の一つとして、性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくすことを挙げています。また、愛知県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の中で、性同一性障害など性的少数者に関する問題を人権課題の一つとして位置づけています。

■文部科学省 通知

・学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について(平成26年6月13日)

・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(平成27年4月30日)

じんけん 人権ってなあ～に？

じんけん
人権とは、だれもが生まれ持っている人としての権利。
けんぽう
日本の憲法では、これを基本的人権として定めています。
じんけん
具体的にはこのような権利があります。

- ・健康で、ありのままの自分らしく、生きていけること。
 - ・困ったときに、助けて、守って、もらえること。
 - ・人と違って、差別をされないこと。
 - ・幸せを求められること。
 - ・自分の考えで発言・表現・行動できること。
 - ・教育を受けられること。
- ・・・・などがあります。

けんり
これらの権利が守られていない、無視されていると感じて困ることがあるかもしれません。
そんな時は以下の窓口が相談に乗ってくれます。



悩まないで、勇気を出して相談してね！

● よりそいホットライン 24時間通話料無料

☎ 0120-279-338 一般社団法人 社会的包摶サポートセンター
※厚生労働省相談支援事業

● チャイルドラインあいち 通話料無料 毎日 16:00-21:00

☎ 0120-99-7777 ※厚生労働省自殺防止対策事業

● 名古屋法務局 子どもの人権 110番 通話料無料

☎ 0120-007-110 月～金 8:30-17:15(祝日、年末年始を除く)

● 日進市もしもしニッシーダイヤル (日進市子育て支援課 家庭児童相談室)

☎ 0561-73-1402 月～金 9:00-17:00(祝日、年末年始を除く)

メール相談もできます kodomosoudan@city.nisshin.lg.jp

● 日進市女性悩みごと相談 (男の子の相談もOK)

☎ 0561-73-3859 月～金 8:30-17:15(祝日、年末年始を除く)

日進市公募提案型協働事業 (市民自治活動推進事業)

企画・編集 椿・ソーシャル アイデンティティ サポート(椿・SIS)

いちばん星の図書室チーム / イラスト MEGU

椿・SISは、人権・環境・教育・福祉・NPO支援などをを行うESD団体です。

協力 特定非営利活動法人 PROUD LIFE(プラウドライフ)

発行 日進市 市民生活部 市民協働課

愛知県日進市蟹甲町池下268 TEL 0561-73-3194



じんけん 人権を学ぼう！

～個性としてのトランスジェンダー～

だれ
誰もが支えあい、認め合えるまちへ
生きているって素晴らしいと感じるまちへ



日進市
NISSHIN CITY

1

いろいろな個性や
いろいろな生き方
があります。



まちには
いろいろな人がいて、

得意なこと
いろいろな好みや
あります。



いろいろな暮らし方
があります。



人は、それぞれに個性があって、
一人ひとりが違います。

そして、その一人ひとりに等しく
人権が保障されています。

2

こころにも
性別があります。



ひとつの個性としての
トランスジェンダー

みなさん、自分の身体と心に違和感（何か違うなあ、と思うこと）を持つた経験はありませんか？また、友だちからそのように打ち明けられたことはありませんか？

身体は、男なのに、女の子の気持ちがすごくよくわかつたり、女なのに、自分が男の子のような気がしたり。もちろん今は自分で気が付いていないこともあります。

調査の結果、違和感をもつ人は、およそ25人に一人とも言われています。*



* 2012年 電通総研調査 4.1%

まず、知ることから。

いわかん
身体と心の性別に違和感を持つ人をトランスジェンダーと言います。

いわかん
この違和感は、感じ方がさまざまで、日によって変わることもあります。

着る服を変えれば安心する人もいますし、身体の性がとてもイヤだと感じる人もいます。

まだまだ、トランスジェンダーのことを知らない人は多いので、違和感を感じる人は、自分の心がわからなくなってしまったり、だれにも相談できずに悩んでしまったりすることもあります。

身体の性と心の性がいつしょにならないトランスジェンダーも、個性の一つです。

個性を認め合う

個性とは、「顔かたち」「行動」「考え方」がそれぞれ違うように、ひとりひとりが持っている「その人らしさ」のようなもので。

「その人らしさ」を認め合うことが大切であり、からかうことも、からかわれることも、いじめることも、いじめられることもあってはいけないので

す。こういうことを多くの人が知ることで、自分も、他の人も、だれでも安心して過ごすことができるようになります。